

# 給水装置工事設計・施工要領

令和6年1月

ニセコ町上下水道課

# 目 次

第1章 総 則	1
第2章 手 続 き	2
2.1 給水装置工事の順序	2
2.2 道道や国道の道路占用許可申請の流れ	3
2.3 道道や国道の道路使用許可申請の流れ	4
2.4 町道の道路占用許可申請の流れ	5
2.5 町道の道路使用許可申請の流れ	6
第3章 給水装置の概念	7
3.1 給水装置の定義	7
3.1.1 配水管	7
3.1.2 給水管	7
3.1.3 給水用具	7
3.2 給水装置の種類	7
3.2.1 専用給水装置	7
3.2.2 私設消火栓	8
3.3 給水装置工事の種類	8
3.3.1 新設工事	8
3.3.2 改造工事	8
3.3.3 撤去工事	9
3.3.4 修繕工事	9
3.4 給水方式	9
3.4.1 直結直圧式給水	9
3.4.2 受水槽式給水	10
第4章 設 計	12
4.1 設計の基本事項	12
4.1.1 構 造	12
4.1.2 給水管及び給水用具の指定	14
4.1.3 分 岐	15
4.1.4 止水栓等の設置	15
4.1.5 水道メーターとメーター止水栓等	16
4.1.6 埋設管	16
4.1.7 水抜装置	17
4.1.8 防寒・防露	17
4.1.9 逆流防止の措置	18

4.2	調 査	21
4.2.1	事前調査	21
4.2.2	現場調査	23
4.3	給水装置工事材料の性能基準適合の表示	24
4.3.1	日本工業規格品（J I Sマーク）	24
4.3.2	日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク	24
4.3.3	第三者認証機関共通認証マーク	25
4.4	水道メーター	26
4.4.1	取扱い基本事項	26
4.4.2	メーターの設置場所	26
4.4.3	メーター箱とメーター止水栓等の設置	27
4.4.4	メーターの口径選定	28
4.4.5	隔測メーターの設置	29
4.5	計画使用水量	30
4.5.1	用語の定義	30
4.5.2	計画使用水量の決定	30
	<b>【参考】給水管の口径の決定</b>	<b>36</b>
1.	基本事項	36
2.	損失水頭	37
3.	給水管の管径均等数	43
4.	水理計算書等の提出範囲	45
5.	計算例	45
<b>第5章</b>	<b>製 図</b>	<b>50</b>
5.1	一般事項	50
5.2	位置図	50
5.3	平面図	50
5.4	立体図	51
5.5	その他	51
<b>第6章</b>	<b>施 工</b>	<b>55</b>
6.1	一般事項	55
6.2	掘 削	56
6.3	埋 戻 し	57
6.4	既設埋設管からの分岐方法	58
6.4.1	分岐施工上の注意事項	58
6.4.2	鋳鉄管からの分岐	59
6.4.3	ポリエチレン管、塩化ビニル管および鋼管からの分岐	59
6.4.4	鋼管からの分岐（φ20～25mm）	60
6.4.5	ポリエチレン管からの分岐（φ13～25mm）	60

6.4.6	取出し管φ40mm以上の場合	61
6.5	交通安全及び保安	62
6.5.1	安全処理	62
6.5.2	事故処理	63
6.5.3	公害防止	63
6.6	給水管の埋設と防護措置	63
6.7	給水用具及び筐類の取付け	64
6.7.1	止水栓、地下用スルースバルブ及び仕切弁	64
6.7.2	メーター、メーター止水栓等及びメーター箱	64
6.7.3	水抜栓	64
第7章	受水槽の設置	65
7.1	受水槽の指導要領	65
7.1.1	調査、確認事項	65
7.1.2	受水槽の構造	65
7.1.3	受水槽への給水方法	65
7.1.4	その他	66
付-1	ニセコ町水道事業条例	67
付-2	ニセコ町水道事業条例施行規則	82
付-3	仮設水道量水器貸付申出書等様式	102
付-4	銅管の使用承諾書様式	105
別紙	ニセコ町内での給水装置設置に係る留意点について	106

## 第1章 総 則

1. この要領は、ニセコ町水道事業条例、同施行規程に基づき、ニセコ町における給水装置の設計及び施工等について、工事の適正を図るために必要な事項を定めることを目的とする。
2. 給水装置工事の設計及び施工は、寒冷地向きの条件を具備し、かつ、その維持管理に支障のないものでなければならない。
3. この要領に定めた事項を遵守しない設計内容で施工を行った場合や、町との事前協議・申請手続きを怠って施工をした場合は、ニセコ町指定給水装置工事店の登録抹消の対象とする。
4. この要領に明示していないφ75mm以上の給水管の設計及び施工要領については、「日本水道協会水道工事標準仕様書」に準ずるものとする。
5. その他、この要領に明示していない事項については、ニセコ町水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決定するところによるものとする。